

議会運営委員会確認事項等（5月臨時会/一部事務組合議員改選の年）

1 正副議長の辞職及び選挙

- (1) 慣例により議案採決後、議長は辞職のあいさつをする。
- (2) 副議長は「議長辞職の件」を日程に追加し、簡易採決で許可する。
なお、辞職の許可は議事のため、地方自治法第117条により除斥(退席)する。
- (3) 暫時休憩後、「議長の選挙」を日程に追加し、選挙する。
- (4) 副議長についても同様とする。

2 常任委員会及び議会運営委員会委員の選任

任期満了(1年)により、新たに選任する。

3 特別委員会委員の追加選任

任期は事務完了までだが、辞任者がいる場合は急施を要する件として追加選任する。
なお、辞任の許可は議事のため、地方自治法第117条により辞任委員は除斥する。

4 一部事務組合議会議員の追加選挙

任期は議員の任期、又は4年であるが、慣例により2年で改選する。

※ 急施を要する件として「組合議員の追加選挙」を日程に追加する。

※ 辞職議員は、後日「辞職願」を提出する。

5 監査委員の選任同意

議事のため除斥する。前任者は、「辞職願」を後日提出する。

6 農業委員会委員

農業委員会制度の変更に伴い後任者の推薦はないので、辞職の場合は欠員となる。

7 時間延長及び会期延長

議長発議とするが、原則議会運営委員会、会派代表者会議、全員打合せ会などで事前に調整する。

8 議長はじめ役員人事の調整

副議長、新議長が取りまとめるのが慣例である。

※ 無会派の控室は第7・8会議室とする。

9 議案審議後の説明員の出席

従来どおり二役、参事、総務部長及び教育長とする。

10 その他

会派変更が大幅にあった場合は、議席の変更について確認する。